

令和 8 年 4 月 1 日

組合員 各位

大潟村農業協同組合
営 農 支 援 課

令和 8 年度 栽培協定書の提出について（お願い）

毎日の農作業お疲れ様です。

さて、生産履歴管理・記帳運動に伴い、J A大潟村へ農産物を出荷する場合はあらかじめ J Aと栽培協定書を締結していただく必要がありますので、裏面の協定書に記載の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 提出締切日 令和 8 年 6 月 5 日（金）

（※期日厳守でお願いします）

2. 提 出 先 J A大潟村営農支援課（TEL 45-3033）

※押印欄を廃止しておりますので、お手数ですが記名は自署でお願いいたします（法人の方などでゴム印をお使いの場合は、従来どおりゴム印横に代表者印を押してください）。

令和8年度 栽培協定書

令和8年 月 日

大潟村農業協同組合
代表理事組合長 小林 肇 殿

圃場・ステップに作付する場合は圃場番号を記入。育苗・園芸団地の場合はハウス地番を記入してください。

住所 南秋田郡大潟村字 _____
氏名 (自署) _____
電話 _____

栽培作物	品種	作付場所 (圃場番号、育苗 ハウス地番等)	栽培面積 (a)	定植日等	収穫予定量	備考
例) かぼちゃ	くり大将	圃場 B-26 西側	120a	5/5	16.8ト	
例) メロン	アムス	育苗団地 A-66-7	4 a	5/5	2,500 kg	
かぼちゃ	くり大将					
メロン	アムスメロン					
メロン	甘えんぼ					
にんにく	ホワイト六片					
たまねぎ						

私は、協定圃場での栽培について下記事項を遵守し生産することを約束します。

- 各作物生産組合等の生産基準を厳守します。
 - 協定圃場で栽培された作物以外は混入させません。
 - 出荷停止、回収処分等の措置があった場合は一切の責任を負うことを確約します。
 - この協定書に違反した場合は、全ての責任を私の責とし、その後の取扱いについては、大潟村農業協同組合代表理事組合長の指示に従います。
 - 協定圃場で栽培する作物は以上のとおりです。なお栽培作物は圃場ごとに記載しています。(JAに出荷を計画している作物を記載してください。)
- ※表に記載されていない作物や品種は手書にて追加して下さい。書ききれない場合は、コピーでの対応やJAからもらって記載して下さい。